

物品売買契約書

発注者 新発田市水道局 と 受注者 とは、下記の条項により物品売買契約を締結し、受注者は信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- | | |
|--------|-------------|
| 1 件 名 | 資第1号浄水課車両購入 |
| 2 納品場所 | 新発田市水道局庁舎 |
| 3 納品期限 | 令和7年12月12日 |
| 4 規格等 | 別紙仕様書のとおり |

5 契約金額

[illegible]

(※課税対象額 金 円)

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

- 6 契約保証金 免除 (契約規則第40条第7号該当)

- 7 規則等の適用 この契約書に定めのない事項については、新発田市契約規則（平成18年新発田市規則第35号）、新発田市物品供給契約約款及び関係法令に従うものとし、その他この契約に関して疑問が生じたときは、両者協議の上、決定するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 新発田市下内竹 7 4 7 番地

新発田市長 二階堂 馨

受注者